

法入書 講義 第二十一期
講師の極力基ノ目的ヲ貫徹セシメ期ニ
大正五年六月廿四日午後五時在廣澤茶室

決議文

- 一 官、却任ニ依リ解職ノ場合ハ、中當
トシテ日收、ニテ年一各ヲ支給セシメシ
- 一 不教合理トシ、輕職ハ強ヒラセサルコト
- 一 現在、九時開演ニテ、定時開演ノ日收
支給セラレタシ

開會 四時三十分 開會ニシテ

出席者 廣澤 土下 山本

川島北村 宿新健平

公案ヲ表スル如ク、過激ナル演説を考ヘん

タル途申止ス

演説者ノ要旨

演説者ノ演説要旨曰ハ昔一柳ナル論曰ルニ
レ曰下軍縮ハ方ノ古臣共テ方防者ノ辭首同歎
ハ張前ニ迫リテ此ノ場合ニ要スル條件タル解
散年當ニテ年分タル母後ニハ非キカ
散團結ニシカランカスルゾ一ツカスルト云ハ
ノ一致團結を絶叫ス